第2期

湧別町子ども・子育て

支援事業計画

【計画期間　令和2年度～令和６年度】

【令和５年３月変更　案】

※下線付き部分が変更箇所

湧別町

目　　次

第１章　計画の策定にあたって……3
　１　計画策定の趣旨……3
　２　計画の位置づけ……3
　３　計画の期間……4
　４　計画の策定体制……5
第２章　子どもと子育てを取り巻く環境……6
　１　少子化の現状……6
　２　保育所の状況等……7
　３　幼稚園の状況等……11
　４　小学校・中学校の状況……12
　５　地域子ども・子育て支援事業の状況……12
　６　母子保健事業の状況……14
第３章　第１期計画の取り組みと評価……15
第４章　計画の基本理念・基本目標……26
　１　計画の基本理念……26
　２　国が定める計画の内容に関する事項……27
　３　計画の基本目標……29
　４　目標達成に向けた重点的な視点……30
　５　他の計画で進行管理を行う関連施策……32
第５章　教育・保育提供区域における量の見込みと確保の内容……35
　１　教育・保育区域の設定と需給計画……35
　２　教育・保育施設の需要量及び確保方策……36
第６章　地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容……38
　１　利用者支援事業……38
　２　地域子育て支援拠点事業……38
　３　妊婦健康診査事業……39
　４　乳児家庭全戸訪問事業……39

５　養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業……40
６　子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）……40
７　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）……41
８　一時保育事業……42
９　時間外保育事業（預かり保育事業）……44
１０　病児保育事業（病児・病後児保育事業）……44
１１　放課後児童健全育成事業（児童クラブ）……45
１２　実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）……46
１３　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）……46
第７章　計画の推進……47
１　計画の推進体制……47
２　計画の点検・評価・改善……47
資料編
１　湧別町保健医療福祉協議会設置条例……48
２　湧別町保健医療福祉協議会子育て部会名簿……50
３　計画策定経過……50

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

子ども・子育て支援については、国においては、少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところですが、平成 24 年８月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法が制定された他、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が制定され、平成 27 年４月から子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。法においては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めることとされており、湧別町では平成２７年３月に平成２７年度から令和元年度を期間とする「湧別町子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。

この計画は、第１期湧別町子ども・子育て支援事業計画が終了することを受け、これまでの成果や課題の分析・評価を行ったうえで、教育・保育の提供区域毎の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を策定することとします。

また、第１期湧別町子ども・子育て支援事業計画は次世代育成支援対策推進法で定める湧別町次世代育成支援行動計画を承継した計画と位置づけられていますので、第２期計画も同様に次世代育成支援対策の実施に関する計画を含め策定を進めます。

なお、令和元年６月に子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が改正され、市町村に「子どもの貧困対策についての計画」の策定に関し努力義務が課せられたことから、「子ども・子育て支援事業計画」と一体的なものとして策定します。

２　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第６１条第１項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に規定する「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条第２項に規定する「子どもの貧困対策についての計画」とを一体的に策定するもので、「第２期湧別町総合計画（平成 29 年度～令和３年度）」をはじめ、その他の町の関連計画を踏まえ、本町における子ども・子育て支援施策の実施計画として位置づけられるものです。

	湧別町 子ども・子育て 支援事業計画	湧別町 次世代育成支援行動計画	湧別町 子どもの貧困対策計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	子どもの貧困対策の推進に関する法律
性格 特徴	教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。 子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。	地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施について定める。	子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困率等の改善に向けた施策、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項等について定める。

3　計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める５年とし、令和２年度から令和６年度までとします。なお、状況の変化により必要に応じ見直しを行うことができることとします。

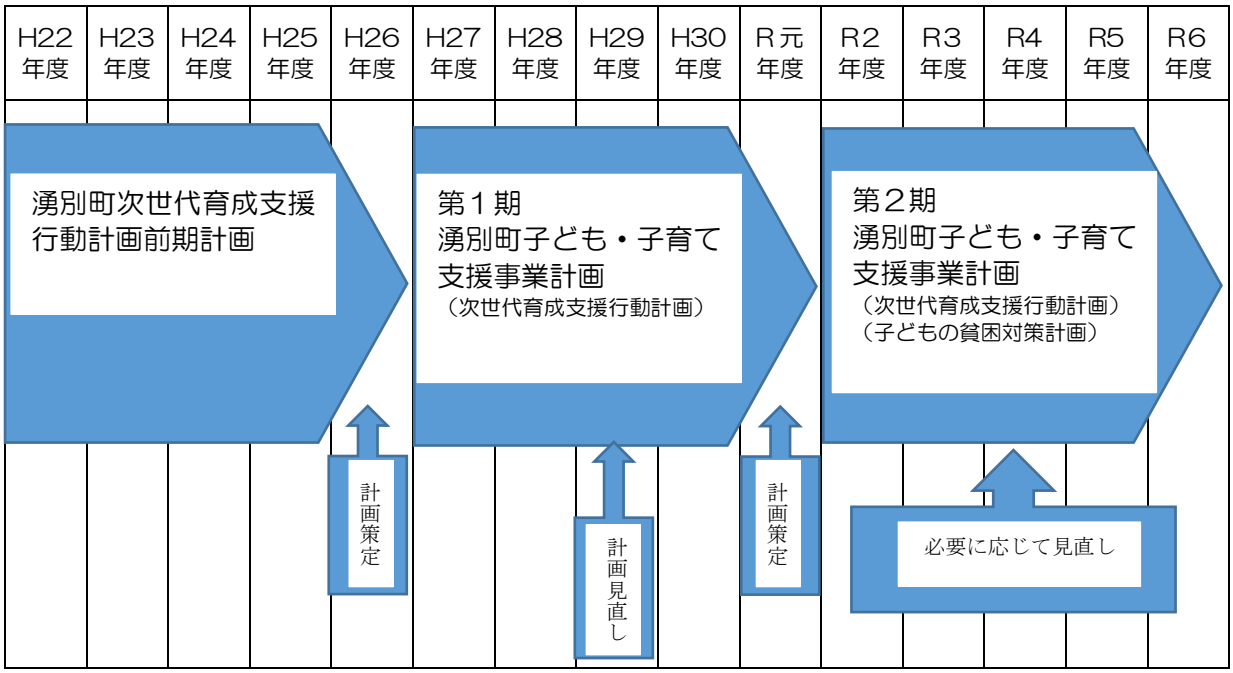

4　計画の策定体制

（１）合議制の機関（市町村子ども・子育て会議）の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定により「合議制の機関（市町村子ども・子育て会議）」を設置し、その合議制の機関の意見を聴取して策定することとなっています。湧別町では、湧別町保健医療福祉協議会設置条例に基づく「湧別町保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）」を「合議制の機関（市町村子ども・子育て会議）」として位置付けています。

「第２期湧別町子ども・子育て支援事業計画」の策定は、協議会に諮問し、協議会の「子育て部会」で、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

（２）パブリックコメントの実施

本計画の策定において、パブリックコメントを実施し、広く町民の意見を反映させるよう努めました。

（３）就学前児童の保護者、小学生の保護者アンケートの実施

次の２点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。

ア　就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

イ　子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

調査は、以下の方法により実施しました。

●調査地域：湧別町全域

●調査対象者：湧別町内在住の就学前の子どもを持つ保護者（就学前児童調査）
湧別町内在住の小学１～２年生の子どもを持つ保護者（小学生児童調査）
就学前児童252人、小学生84人

●調査期間：平成３１年2月１４日（木）～平成３１年3月８日（金）

●調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
各保育所及びみのり幼稚園で配布・回収
各小学校で配布・回収

調 査 票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	252人	187人	74.2%
小 学 生 児 童	84人	70人	83.3%
合計	336人	257人	76.4%

第２章　子どもと子育てを取り巻く状況

１　少子化の現状

（１）人口及び年齢３区分別人口の推移

本町の人口は、平成３１年３月３１日現在、住民基本台帳によると8,721人となっています。

人口は、旧上湧別町は昭和30年がピークで11,354人、旧湧別町は昭和２５年がピークで14,747人でありましたが、その後は若年層の都市への流出などによりほぼ一定の割合で減少となっており、両町の合併時の平成２１年１０月の人口は10,276人となっています。平成２１年の合併時との比較では、1,555人の減少となっています。

また、国勢調査における年齢３区分別の人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15 ～64歳の生産年齢人口、０～14歳の年少人口は減少しています。

■人口および年齢３区分別人口の推移（資料：国勢調査）

区分	H2	H7	H１２	H１７	H２２	H２７
人口（人）	12,692	12,042	11,423	10,758	10,041	9,236
年少人口（１４歳以下）	2,276	1,970	1,679	1,464	1,226	965
生産年齢人口（15歳～64歳）	8,109	7,372	6,748	6,115	5,582	4,961
老年人口（65歳以上）	2,305	2,700	2,996	3,179	3,233	3,305

■人口の推移（資料：住民基本台帳　各年度３月３１日現在）

区分	H１２	H１７	H21	H23	H２５	H３０
総数（人）	11,650	10,979	10,217	9,873	9,620	8,721
男（人）	5,545	5,222	4,882	4,718	4,557	4,151
女（人）	6,105	5,757	5,335	5,155	5,063	4,570

（２）出生の動向

本町の出生数は、人口の減少に伴って年々減少する傾向にあります。

■出生の動向（資料：住民基本台帳　各年度４月～３月）

区分	H7	H12	H15	H18	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H30
出生数（人）	103	96	84	71	60	57	59	53	52	52	44

（３）世帯数の推移

本町の世帯数をみると、平成31年３月31日現在、住民基本台帳によると4,086世帯となっています。国勢調査では単身世帯が増え、三世代世帯が減少しています。また、世帯数はほぼ横ばいとなっていますが、総人口が減少していることから、一世帯当たり人員は減少しています。

■世帯数と一世帯当たり人員の推移（資料：国勢調査）

区分	H7	H12	H17	H22	H27
核家族世帯数	2,370	2,336	2,315	2,249	2,131
三世代世帯数	546	473	351	371	286
その他の世帯数	1,167	1,259	1,449	1,390	1,444
合計	4,083	4,068	4,115	4,010	3,861

2　保育所の状況等

（１）就学前児童数の推移

就学前児童数については、出生数の減少に伴って年々減少傾向にあります。

■就学前児童数と保育所入所児童数の推移

（資料：住民基本台帳　各年度３月３１日現在）

区分	H21	H26	H27	H28	H29	H30
人口（人）	10,217	9,439	9,325	9,104	8,939	8,721
就学前人口（人）	455	325	310	321	329	311
入所児童数（人）	242	163	168	177	190	193

（２）行政区、学齢ごとの就学前児童数の推移

本町の学齢ごとの児童数は 50 人程度となっており、湧別小学校区の児童数が最も多くなっています。

■未就学児の状況　令和元年１０月現在

小学校区	行政区	０歳 H31.4.2～ R2.4.1 生	１歳 H30.4.2～ H31.4.1 生	２歳 H29.4.2～ H30.4.1 生	３歳 H28.4.2～ H29.4.1 生	４歳 H27.4.2～ H28.4.1 生	５歳 H26.4.2～ H27.4.1 生	６歳 H25.4.2～ H26.4.1 生
上湧別小学校区	屯田市街地	1	4	4	7	7	6	11
	四の三	0	0	1	0	0	0	0
	四の二	0	0	1	1	0	1	0
	四の一	2	0	0	1	0	0	1
	校区計	3	4	6	9	7	7	12
開盛小学校区	開盛	0	0	3	0	2	2	1
	校区計	0	0	3	0	2	2	1
富美小学校区	富美	0	1	0	1	1	0	3
	校区計	0	1	0	1	1	0	3
中湧別小学校区	旭	0	1	1	0	0	1	1
	五の三	0	0	1	1	1	0	2
	中湧別東町	0	0	2	3	2	4	5
	中湧別北町	1	4	7	4	4	5	4
	中湧別中町	1	0	1	0	1	0	1
	中湧別南町	3	1	3	5	4	5	2
	五の一	1	1	4	0	2	2	1
	校区計	6	7	19	13	14	17	16
湧別小学校区	港町	0	0	0	2	0	1	0
	曙町	0	5	3	1	1	2	2
	緑町	2	2	2	2	3	1	2
	栄町	1	4	5	4	7	8	4
	錦町	1	6	3	5	8	4	5
	川西	0	2	0	0	0	3	1
	登栄床	2	5	2	4	2	5	4
	東	1	3	5	2	3	0	4
	校区計	7	27	20	20	24	24	22
芭露小学校区	芭露	2	4	4	3	1	5	1
	上芭露	0	0	1	0	1	0	2
	西芭露	0	0	1	0	0	1	0
	計呂地	0	1	1	2	2	1	1
	校区計	2	5	7	5	4	7	4
合計		18	44	55	48	52	57	58

（２）保育所入所児童数の推移

町内には４ヵ所の常設保育所があり、へき地保育所１ヶ所は児童数の減少により休所しています。常設保育所においては、預かり保育や一時保育などの保育事業を実施してきました。

近年の出生数の減少により在籍児童数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加により預かり保育の利用者の増加、０歳児（本町においては満６ヶ月児）から２歳児の利用が増える傾向にあります。３歳児未満児の受入は上湧別保育所及び芭露保育所においては４月１日現在の年齢が１歳以上、中湧別保育所及び湧別保育所は、満６ヶ月以上の児童から保育所の利用が可能です。

ア　保育所の児童数

■各保育所の児童数の推移（各年度３月３１日現在）

区分	定員	H21	H26	H27	H28	H29	H30
湧別保育所	120	116	71	70	64	73	70
芭露保育所	45	25	13	10	15	12	20
中湧別保育所	90	47	47	51	65	61	62
上湧別保育所	90	45	28	34	33	44	41
開盛保育所	30	9	4	3	休所	休所	休所
合計	375	242	163	168	177	190	193

イ　未満児保育の児童数

■各保育所の未満児保育の推移（各年度３月３１日現在）

区分	H21	H26	H27	H28	H29	H30
湧別保育所（0～2歳児保育）	15	10	19	21	21	13
芭露保育所（1～2 歳児保育）	4	1	2	4	4	6
中湧別保育所（0～2 歳児保育）	13	15	19	28	21	20
上湧別保育所（1～2 歳児保育）	7	8	7	8	11	13
合計	39	34	47	61	57	52

区分	H21	H26	H27	H28	H29	H30
0歳児	5	10	8	11	5	9
1歳児	13	12	18	19	18	17
2歳児	21	12	21	31	34	26

ウ　預かり保育の児童数

■各保育所の預かり保育の推移（各年度３月３１日現在）

区分	H22	H26	H27	H28	H29	H30
湧別保育所	55	27	33	32	29	39
芭露保育所	15	12	10	10	13	19
中湧別保育所	34	26	23	30	27	30
上湧別保育所	22	18	21	18	23	22
開盛保育所	4	2	1	休所	休所	休所
合計	130	85	88	90	92	110

エ　一時保育・特定保育の児童数

■各保育所の一時保育の推移（人日）

区分	H21	H26	H27	H28	H29	H30
湧別保育所	115	219	219	254	199	104
中湧別保育所	100	124	68	72	54	183
合計	215	343	287	326	253	287

■各保育所の特定保育の推移（人日）

区分	H21	H26	H27	H28	H29	H30
湧別保育所	0	0	0	0	0	0
中湧別保育所	0	0	0	74	0	0
合計	0	0	0	74	0	0

３　幼稚園の状況等

（１）幼稚園の入園状況

みのり幼稚園の児童数は、人口の減少に伴って入所児童は、平成２１年の合併時との比較では概ね半減しています。

■みのり幼稚園と入所児童数の推移（資料：学校基本調査）　（人）

区分	H21	H26	H27	H28	H29	H30
みのり幼稚園	48	23	14	18	22	25

（２）幼児教育の振興施策

保護者の費用負担の軽減と幼児教育の充実を図るため、保護者および関係機関に対して以下の補助を行っています。

施策名	施策の概要
幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園に通園している満３～５歳児の保護者に町民税額に応じて保育料などの減免を行っています。 令和元年10月１日施行の幼児教育保育無償化により、令和元年9月30日を以って事業を終了しております。
幼稚園運営費補助金	私立幼稚園の健全な運営及び私学教育の振興を図るため幼稚園の運営費に補助を行っています。
幼稚園施設整備費補助金	幼稚園が実施する施設の改修整備を行うために必要な経費に補助を行っています。

（３）子育てのための施設等利用給付交付金

令和元年１０月１日施行の幼児教育保育無償化により、３歳～５歳児の保育料が無償化になり新たな交付金制度が創設されました。

新制度未移行の幼稚園等の在籍児童の保護者が支払うべき保育料・入園料に対し、月額２５，７００円を上限に給付費が支払われます。保護者の就労等により預かり保育等を利用する児童には、月額３７，０００を上限に給付費が支払われます。

4　小学校・中学校の状況

本町内には、小学校５校及び中学校２校、義務教育学校１校がありますが、小学校・中学校の児童・生徒数は、人口の減少に伴って年々減少傾向にあります。

■小学校・中学校児童数の推移（資料：学校基本調査）

区分	H21	H26	H27	H28	H29	H30
小学校（人）	559	470	439	416	362	341
中学校（人）	274	241	238	226	253	240

※義務教育学校においては、前期課程児童を小学校で、後期課程生徒を中学校で集計しました。

5　地域子ども・子育て支援事業の状況

（１）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、湧別子育て支援センター、中湧別子育て支援センターの２か所で運営を行っています。

地域子育て支援拠点事業では、子育て講座、子育て相談など、親子が気軽に集い、相談や交流ができるようなサポートを行っているだけでなく、子育てサークル立ち上げの相談や支援を行っています。

■子育て支援センター利用者数の推移（各年度末実績）　（人）

区分	H21	H26	H27	H28	H29	H30
湧別子育て支援センター	1,887	2,062	1,567	3,708	1,741	1,122
上湧別子育て支援センター	2,960	2,781	2,228	2,540	2,154	2,164

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童センターは、児童福祉法第40条による児童福祉施設です。屋内型の児童厚生施設（他に屋外型の児童遊園あり）であり、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的に設置されています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童センター内において、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に放課後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を目的に実施しています。

ア　児童センター事業

児童の健全な遊びと体力の増進を集団的又は個別的な指導により行うとともに、地域の児童福祉を目的とした組織の育成支援その他児童の健全育成を目的として、湧別児童センター、なかよし児童センターの２か所で実施しています。

■児童センター利用児童数の推移（各年度実績）　（人）

区分	H21	H26	H27	H28	H29	H30
湧別 児童センター	7,579	8,936	9,218	9,029	7,996	8,107
なかよし 児童センター	9,620	9,498	9,779	10,156	8,884	9,171

イ　放課後児童クラブ事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供しその健全な育成を図る事業として、町内の小学校に通学する1年生から６年生までの児童を対象に、湧別児童センター、なかよし児童センターの２か所で実施しています。

■児童クラブの定員総数、利用児童数の推移（各年度実績）　（人）

区分	定員	H21	H26	H27	H28	H29	H30
湧別 放課後児童クラブ	４０	5,056	4,463	4,173	4,965	4,201	3,657
上湧別 放課後児童クラブ	４０	2,187	4,400	3,770	5,029	4,508	5,461

ウ　子どもの居場所づくり事業

児童が地域において安心で安全な遊びと生活ができる場所を提供し、その健全な育成を図る事業として、ちびっこ広場児童クラブ、わくわくキッズ児童クラブ、芭露キッズの３か所で実施しています。

■児子どもの居場所づくり事業利用児童数の推移（各年度実績）　（人）

区分	H21	H26	H27	H28	H29	H30
ちびっこ広場 児童クラブ	2,599	4,602	4,298	3,657	2,944	2,872
わくわくキッズ 児童クラブ	2,111	2,641	2,069	2,251	1,402	1,512
芭露キッズ	4,270	2,182	3,403	5,233	5,193	1,589

６　母子保健事業の状況

項　　目	平成２１年度	平成３０年度
妊婦・乳幼児健診 ・妊婦健康診査	交付者（１４回）５１人 受診者数　延３０８人	交付者（１４回）３４人 受診者数　延６３８人
・超音波検査	受診者数　延４２６人	受診者数　延１９９人
・乳児健診 （３・４か月児） （９・１０か月児）	受診者数　５９人 受診者数　６９人	受診者数　５１人 受診者数　４９人
・先天性股関節脱臼検査	受診者数　５６人	受診者数　５１人
・１歳６か月児健診、歯科健診 （受診率）	受診者数　６６人 （９５．７%）	受診者数　６２人 （９６．９%）
・３歳児健診、歯科健診 （受診率）	受診者数　７７人 （９６．３%）	受診者数　５３人 （１００．０.%）
・幼児フッ化物塗布、歯科健診	受診者数　延３８６人	受診者数　延１２６人
家庭訪問 ・妊婦訪問 ・新生児、産婦訪問 （母と子で１件）	訪問件数　　７件 指導件数　６９件	訪問件数　１９件 指導件数　４４件

第３章　第１期計画の取り組みと評価

第１期計画においては、基本理念を「子どもが健やかに育ち、子育てによろこびをもてるまち」のもと、３つの基本目標「子どもや子育て家庭を大切にする地域づくり」「次代を担う子どもの豊かな心と生きる力を育む」「子どもを健やかに産み育てることができる環境の整備」の達成に向けて施策を推進してきました。

ここでは、これまでの取り組み全体ににについて評価をしました。

基本目標１　子どもや子育て家庭を大切にする地域づくり

施策目標１　「子育て支援サービスの充実」	
施策	○子育て支援センターの機能の充実 ○子育てに関する情報の提供
主な取り組み状況	子育て支援センターにおいて、家庭で子育てをしている保護者とその子を対象に、一般開放事業、子育て支援講座、乳幼児相談、育児学級、育児学級行事、出張育児学級、育児相談、マタニティ教室などの事業に取り組みました。 情報提供においては、湧別町ホームページでの子育て支援センター行事予定の周知、電子メールによる各種講座等の申し込み受付実施、「子育て応援ブックすくすく」の発行に取り組みました。
取り組みの効果	子育て支援センターにおいては、家庭で子育てをしている保護者、出産を控えている妊婦などに各種講座等を通じて子育てに関する情報を発信し、保護者の心身のリフレッシュと相談支援を実施し、必要な支援につなげることができました。 情報提供においては、スマートフォン等を活用し情報取得する保護者が増加しました。
取り組みの課題	子育て支援センターの利用者の固定化など、支援が届いていない、又は届きにくい親等の保護者・子どもの早期発見・早期支援に向けた情報発信・情報収集の手段等を開発する必要があります。

施策目標２　「子育てを支援する人材・団体の育成」	
施策	町内で活動する民生児童委員、子ども会、青少年指導センター、青少年育成町民会議などが中心となって子どもたちの地域活動や子育て

	支援活動を推進していく環境づくり
主な取り組み状況	行政との連携では、児童センター運営委員、要保護児童対策地域協議会構成員に民生児童委員、青少年育成町民会議を委嘱するなどして、連携した子育て支援活動を進める体制づくりに努めました。 子ども会等の各種団体の取り組みに対し補助金を交付するなどして、人材・団体の支援を進めました。
取り組みの効果	行政との連携、各種団体への財政支援により、子育て支援活動の体制、人材・団体の支援が推進されました。
取り組みの課題	各種団体が連携して子育て支援に取り組むことができる体制の構築・改善を進める必要があります。 人材・団体の支援については活動費・活動内容の支援を継続する必要があります。

施策目標３　「保育サービスの充実」	
施策	預かり保育、一時保育、障がい児保育、乳児保育、幼・保・小の連携、異年齢児や世代間の交流
主な取り組み状況	預かり保育 町内４保育所において、通常保育時間８：３０～１６：３０の前１時間、後１時間３０分を実施しました。
	一時保育 湧別保育所、中湧別保育所において、１日各５人の定員により受け入れを実施しました。
	障がい児保育 特別な支援が必要な児童に対し、保育士を加配するなどしてきめ細かな保育を実施しました。児童の発達障害に対する理解と専門的な知識の取得を推進するため、障害児保育専門研修に派遣するなど、保育士の資質向上に取り組みました。
	乳児保育 湧別保育所・中湧別保育所において０歳児クラスの受け入れを実施しました。乳児保育の専門的な知識の取得を推進するため、乳児保育専門研修に派遣するなど、保育士の資質向上に取り組みました。

	幼・保・小の連携、異年齢児や世代間の交流 　幼稚園、保育所、小学校の担当職員の交流事業に取り組みました。保育所児童と児童センター利用児童の交流事業を実施するなどして、異年齢児童の交流に取り組みました。
取り組みの効果	預かり保育、一時保育、障がい児保育、乳児保育の実施により、保護者である親等の様々な就労形態に対応した保育サービスの提供がなされ、子育て世代の就労支援が推進されました。 幼・保・小の担当職員の交流により、児童の教育等への適切な対応が推進されました。異年齢児交流の実施より、子ども達の健全育成が推進されました。
取り組みの課題	預かり保育 　町外で就労する保護者が増えていることなどから、預かり保育時間の延長について体制の整備等を検討する必要があります。
	一時保育 　湧別保育所、中湧別保育所とも専門職員の配置がないことから、非常勤職員での対応していますが、３歳以上児、乳幼児の複数受け入れなどに対応できる体制づくりが必要です。
	障がい児保育 　乳幼児健診等を通じた対象児童の早期発見、早期支援を行うための相談支援、加配保育士人材の確保等着実に障がい児保育を実施できる体制づくりが必要です。
	乳児保育 　児童が０歳のときに就業する保護者が増えていることから、保育士の確保等受け入れ態勢を整備する必要があります。
	幼・保・小の連携、異年齢児や世代間の交流 　幼・保・小の職員の交流、異年齢児交流は、児童の健全育成の効果が高いので、今後も継続が必要です。

施策目標４　「仕事と子育ての両立の推進」	
施策	保育サービスの整備、職場、地域、家庭内における仕事と子育ての両立支援に対する意識啓発活動の推進、労働環境・社会環境の整備
主な取り組み状況	保育サービスの整備 　施策目標４のとおり、着実に実施されています。

	職場、地域、家庭内における仕事と子育ての両立支援に対する意識啓発活動の推進 　事業所、地域等を含めた意識啓発については、計画期間中に子育て支援センターにおいて「お父さん応援講座」を実施しました。
	労働環境・社会環境の整備 　一部事業所等おいて「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」が策定されるなどの取り組みがなされています。
取り組みの効果	保育サービスの整備、お父さん講座の実施、労働環境・社会環境の整備により、保護者である親の子育てのしやすい環境づくりが図られました。
取り組みの課題	保育サービスの整備 　施策目標3の取り組みの課題と同様です。
	職場、地域、家庭内における仕事と子育ての両立支援に対する意識啓発活動の推進 　本町の取り組みが期間中に１回の事業実施のみとなったため、広報活動等取り組みについて検討する必要があります。
	労働環境・社会環境の整備 　全町的な取り組みには至らなかったことから、広報活動等の取り組みについて検討する必要があります。

基本目標２　次代を担う子どもの豊かな心と生きる力を育む

施策目標１　「児童の健全育成」	
施策	放課後児童対策の充実 子どもの地域活動への参加促進
主な取り組み状況	放課後児童対策の充実においては、児童センターの運営の充実、放課後児童クラブの充実に取り組みました。 　子どもの地域活動への参加促進においては、青少年指導センターを通じて、子ども会活動を資金面、運営面で支援することにより、自主的な活動が行われました。
取り組みの効果	放課後児童対策の充実においては、児童センター・放課後クラブ事業、児童センターにおける一般、中高生ボランティア活動により、児童の健全育成が推進されました。 　子どもの地域活動への参加促進においては、子ども会の自主的な活

	動により、地域で子ども同士が交流する機会が確保されました。
取り組みの課題	放課後児童対策の充実においては、児童センター・放課後児童クラブの職員配置、職員の研修機会の確保による資質向上など、事業実施体制の拡充、一般、中高生ボランティアの確保等の取り組みが必要です。 子どもの地域活動への参加促進においては、子ども会等の関係団体への活動費・活動内容の支援を継続する必要があります。

施策目標２　「家庭や地域の教育力の向上」	
施策	家庭教育への支援の充実
主な取り組み状況	児童の保護者を対象に「家庭教育研修会」を実施、町内4小学校において「家庭教育学級の活動支援」を実施し、家庭の教育力向上、より良い家庭教育が行えるよう取り組みました。家庭教育学級は平成３０年度をもって廃止となりました。
取り組みの効果	「家庭教育研修会」、「家庭教育学級の活動支援」の実施により、家庭教育の意識の高揚が図られました。
取り組みの課題	「家庭教育学級の活動支援」が終了したことにより、「家庭教育研修会」の内容の充実等、家庭教育支援の方策について検討する必要があります。

施策目標３　「次代の親の育成」	
施策	妊婦体験等の充実
主な取り組み状況	高等学校等の妊婦体験授業等に保健師が協力しました。 小学校・中学校の児童生徒の保育所交流授業、職場体験事業に協力しました。
取り組みの効果	学校の授業等に協力することにより、学校教育を通じて児童・生徒が子どもを持ったときの予備体験の場を提供し、中高生の健全育成が推進されました。
取り組みの課題	教育行政との連携を進めるなど、今後の施策について検討する必要があります。

基本目標３　子どもを健やかに産み育てることができる環境の整備

施策目標１　「妊娠中・出産後の健康管理の充実」

施策	母子健康手帳交付及び妊婦健康診査事業 妊婦、新生児・産婦訪問事業
主な取り組み状況	母子健康手帳交付及び妊婦健康診査事業 　妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票、超音波検査票を交付し、経済的負担の軽減、妊婦と胎児の健康保持・増進に取り組みました。 妊婦、新生児・産婦訪問事業 　妊娠初期から中期にかけての希望する初妊婦、新生児・産婦については全件を対象に、保健師が訪問し健康状態や発育の確認・指導に取り組みました。生活環境や健康などに不安を持つ妊産婦や、経過観察児、育児不安を持つ家庭に対して、積極的な訪問指導に取り組みました。
取り組みの効果	母子健康手帳交付及び妊婦健康診査事業 　母子健康手帳の交付時に面接相談を行うことにより、妊娠期の疑問や不安等について情報収集し、保健指導を実施することができました。定期的な受診により妊婦と胎児の健康保持が増進されました。 妊婦、新生児・産婦訪問事業 　妊婦訪問では妊婦の体調管理や母乳育児・出産の準備などの相談支援により、安全・安心な出産支援が推進されました。新生児・産婦訪問では相談支援を行うことにより、育児の技術的指導と精神的支援が推進されました。
取り組みの課題	母子健康手帳交付及び妊婦健康診査事業 　妊娠の届け出がない場合は、妊婦健康診査の未受診や飛び込み分娩、出産後の子どもの虐待などにつながる可能性があるため、引き続き早期の届出、母子健康手帳交付がなされるよう啓発に努める必要があります。 妊婦、新生児・産婦訪問事業 　妊婦訪問、新生児・産婦訪問は、安全安心な妊娠・出産、育児支援への効果が高いので、引き続き事業の啓発に努める必要があります。
施策目標２　「子どもと親の健康の確保」	
施策	１）子どもの病気等の早期発見、治療体制の充実 乳幼児健康診査事業、股関節脱臼検査、受診後の支援
主な取り組み状況	３～４カ月児、９～10カ月児、１歳６カ月児、３歳児、５歳児を対象に健康診査等を実施し、栄養保健指導等、疾病や心身障害の早期発

	見、早期治療、早期療育を促すとともに、心身・運動・言語の発達確認、育児指導に取り組みました。
取り組みの効果	健康診査等を実施することにより、疾病の早期発見と治療、疾病や心身障害の早期発見、肥満やう蝕の予防、社会性の発達、親子の関係性や親のメンタルヘルス、子ども虐待の未然防止等の推進が図られました。
取り組みの課題	乳幼児健康診査事業は、疾病や心身障害の早期発見、早期治療、早期療育、児童虐待の未然防止に有効なので、引き続き事業の啓発に努める必要があります。
施策	２）病気の予防に関する支援の充実 歯科健診及びフッ素塗布事業、予防接種の推進、子どもの事故予防知識の普及啓発
主な取り組み状況	歯科健診は、１歳６カ月児健診と３歳児健診にあわせ毎月フッ素塗布を、あわせて歯科健診や歯科衛生士による指導を、１歳児から就学前の児童を対象に年４回実施行いました。 予防接種の推進は、対象者に接種勧奨を行う他、広報紙等により啓発を行い各種予防接種事業に取り組みました。 子どもの事故予防知識の普及啓発は、乳幼児健診に併せて、誤飲、転落・転倒、やけど等、乳幼児の家庭内における事故予防及び対処方法等に関する正しい知識の普及啓発に取り組みました。
取り組みの効果	歯科健診及びフッ素塗布事業、予防接種の推進、子どもの事故予防知識の普及啓発事業の実施により、う歯の予防、児童個人の免疫獲得及び「集団免疫効果」を高めること、家庭内事故の未然防止が推進されました。
取り組みの課題	歯科健診及びフッ素塗布事業、予防接種の推進、子どもの事故予防知識の普及啓発事業の取り組みは、子どもと親の健康確保に有効であるので、受診率、接種率を高めていく必要があることから、引き続き事業の啓発に努める必要があります。
施策	３）保護者の育児ストレス・不安に関する支援体制の充実 子育て相談体制の充実、親子が交流できる場の充実、子育てアンケートの実施
主な取り組み状況	子育て相談体制の充実は、子育て支援センター、保育所、妊婦、新生児・産婦訪問事業、乳幼児健診等の機会を通じて、相談支援に取り組みました。 親子が交流できる場の充実は、子育て支援センター事業、乳幼児健

	診等の機会を通じて、参加した親子の交流の場の提供に取り組みました。 　子育てアンケートの実施は、３～４カ月児健診において子育てアンケートを実施し、保健師の訪問等による早期支援に取り組みました。
取り組みの効果	子育て相談体制の充実、親子が交流できる場の充実、子育てアンケートの実施により、保護者である親等が乳幼児期の子育てに関する悩みなどを相談する機会を増やし、早期支援の推進が図られました。
取り組みの課題	子育て相談体制の充実、親子が交流できる場の充実、子育てアンケートは相談支援につなげるためには有効であるため、事業の充実、啓発を推進する必要があります。
施策	４）食育の推進 妊婦・乳幼児栄養指導の充実、保育所における食育の推進
主な取り組み状況	妊婦・乳幼児栄養指導の充実は、各種相談を通じて個人の状況や発達段階にあわせた栄養指導に取り組みました。 　保育所における食育の推進は、地域の協力を得ながら野菜等を栽培し、収穫した野菜を使った簡単な調理体験により、子どもたちに食べ物の大切さを伝えることに取り組みました。
取り組みの効果	妊婦・乳幼児栄養指導の充実、保育所における食育の推進を行うことにより、乳幼児期からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の理解が深まりました。
取り組みの課題	食育の推進は、心身の健全な育成に有効であるので、現行事業を継続する他、子育て支援センター事業、児童センター事業などでの取り組みを進めていく必要があります。
施策目標３　「支援を必要とする子どもへの施策の充実」	
施策	１）健診での早期発見、適切な医療・相談体制の充実 乳幼児健診事業の充実、相談体制の充実
主な取り組み状況	乳幼児健診事業の充実では、受診勧奨など受診率を高める取り組みを推進しました。 　相談体制の充実では、発達や発育に気がかりな面がある子どもについて継続したフォローを行い、乳幼児健診や相談、訪問などを通して発達・発育の評価や指導に取り組みました。
取り組みの効果	乳幼児健診事業の充実、相談体制の充実では、乳幼児健診等の機会を通じて、相談支援を行うことにより、医療機関や相談機関につながることができました。

取り組みの課題	乳幼児健診事業の充実、相談体制の充実は、医療機関や相談機関につながる機会として重要であるので、高い受診率を維持するため啓発活動等の充実に引き続き取り組む必要があります。
施策	２）発育・発達の支援をする取り組みの充実 早期療育の体制の充実、療育や相談機関等の情報
主な取り組み状況	早期療育の体制の充実は、関係者間で連携し、保護者の要望を把握し、子どもへの支援や療育内容の充実に取り組みました。 療育や相談機関等の情報提供は、保健師等による相談支援を通じて療育や相談機関等の情報提供に取り組みました。
取り組みの効果	早期療育の体制の充実及び療育や相談機関等の情報提供は、保健師等の相談支援から療育等の専門性の高い機関の情報を提供し、放課後等ディサービス「ぱすてる」「遠軽町母子通園センター」等につながることができました。
取り組みの課題	様々な医療機関・相談機関を受診・受相する子どもが増加しているため、各関係機関との連携を強化に継続して取り組む必要があります。
施策	３）保護者の不安・負担を軽減する支援の充実 相談体制の充実、情報交換とアドバイスの充実、子育て支援情報の提供
主な取り組み状況	相談体制の充実、情報交換とアドバイスの充実、子育て支援情報の提供は、子育て支援センター、保育所、妊婦、新生児・産婦訪問事業、乳幼児健診等の機会を通じて、相談支援に取り組みました。
取り組みの効果	子どもの発達の遅れ、気がかりな面に関する相談支援は、、子育て支援センター、保育所、妊婦、新生児・産婦訪問事業、乳幼児健診等の機会を通じて相談を受けることにより、保護者の不安解消や医療機関・相談機関につながることができました。
取り組みの課題	子どもの発達の遅れ、気がかりな面に関する相談支援は、保護者が安心して子育てができるため継続して取り組む必要があります。
施策	４）ひとり親家庭等の自立支援の推進 相談支援体制の充実、福祉サービス等情報の提供
主な取り組み状況	相談支援体制の充実は、戸籍・住民担当窓口と連携を図るなどして、ひとり親家庭が必要な支援を受けられるような体制づくりに取り組みました。 福祉サービス等情報の提供は、窓口対応の他、町ホームページ等を利用した周知に取り組みました。
取り組みの効果	相談支援体制の充実、福祉サービス等情報の提供により、医療費の

	助成、児童扶養手当の支給、準要保護制度の活用など必要な経済的支援、保育所の入所等の支援の提供につながることができました。
取り組みの課題	ひとり親家庭は増加しないものの減少には至っていません。そのため、ひとり親家庭等に対する相談指導や、社会的自立に必要な情報の提供や資格取得等の就業支援を継続する必要があります。
施策	５）児童虐待を防止するため支援体制の充実 乳幼児健診や各種相談・指導、訪問の実施、乳幼児相談の実施、保護者が交流できる場の提供、正しい知識や防止方法の周知、関係機関等との連携強化
主な取り組み状況	乳幼児健診や各種相談・指導、訪問の実施により、保護者に対する相談支援に取り組みました。 保護者が交流できる場の共有は、子育て支援センターや乳幼児相談等を通じて提供に取り組みました。 正しい知識や防止方法の周知は、町広報誌等により取り組みました。関係機関等との連携強化は、要保護児童地域対策協議会の開催等により連携に取り組みました。
取り組みの効果	乳幼児健診や各種相談・指導、訪問の実施、乳幼児相談の実施、保護者が交流できる場の提供、正しい知識や防止方法の周知により、保護者の育児不安や育児ストレス解消につながる機会を提供することができました。 関係機関との連携強化では、児童相談所等の連携等により、児童虐待への早期対応や町関係者への研修会実施による児童虐待防止推進への体制整備が推進されました。
取り組みの課題	児童虐待には至らないまでも、養育に関し保護者に指導が必要な児童もいることから、乳幼児健診や各種相談・指導、訪問の実施、乳幼児相談の実施、保護者が交流できる場の提供、正しい知識や防止方法の周知等を継続する必要があります。
施策目標４　「子どもの安全・安心の確保」	
施策	１）乳幼児の事故防止のための啓発活動 事故防止のための保健指導、遊び場情報の提供
主な取り組み状況	事故防止のための保健指導は、乳幼児健診に併せて、誤飲、転落・転倒、やけど等、乳幼児の家庭内における事故予防及び対処方法等に関する正しい知識の普及啓発に取り組みました。 遊び場情報の提供については、町内に子どもの遊びが十分にない状況にあり取り組みができませんでした。

取り組みの効果	子どもの事故予防知識の普及啓発事業の実施により、家庭内事故の未然防止が推進されました。
取り組みの課題	家庭やその周辺の生活空間における危険の排除や安全確保のため、事故防止に関する知識の普及が重要であるため、引き続き啓発活動を継続する必要があります。 安全な遊び場は、児童の健全育成に重要であるため、公園・遊具の整備等も含めて検討していく必要があります。
施策	２）事故発生時の応急処置方法の普及 救命講習会の開催
主な取り組み状況	保育士・児童センター職員・教育関係者・行政職員などを対象に救急救命講習会の開催に取り組みました。
取り組みの効果	児童福祉、教育、行政関係者に必要な知識を学ぶ機会を提供することにより、応急処置の普及啓発が推進されました。 保護者向けには十分な取り組みができませんでした。
取り組みの課題	職務として応急処置が必要な対象者への情報提供の取り組みは進みましたが、保護者等への普及啓発する手法等を検討する必要があります。
施策	３）入所児及び保護者に対する交通安全の啓発 安全教育の推進
主な取り組み状況	保育所、児童センター、において交通安全指導に取り組みました。
取り組みの効果	施設利用児童には、指導を通じて安全指導の周知が図られましたが、保護者向けには十分な取り組みができませんでした。
取り組みの課題	児童向けの指導を継続する他、保護者に向けた交通安全の普及啓発手法を検討する必要があります。
施策	４）小・中学校での安全教育の推進
主な取り組み状況	各学校において、PTA等の地域関係者と連携した登校時の見守り等に取り組んでいます。
取り組みの効果	教育、地域、行政等の連携した取り組みにより、児童・生徒、地域住民への交通安全意識の高揚が図られました。
取り組みの課題	児童・生徒が交通事故に遭遇する事例は多く発生しているため、引き続き学校・地域が連携した取り組みを継続する必要があります。

第４章　計画の基本理念・基本目標

1　計画の基本理念

第１期湧別町子ども・子育て支援事業計画では、計画における基本理念を**「子どもが健やかに育ち、子育てに生きがいをもてるまち」**の基本理念の下、施策を推進してきました。また、湧別町総合計画では、社会福祉施策の大綱**「健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり」**の中に「子育て支援」が位置づけられています。

第２期湧別町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を設定するにあたり、国が「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において示す「子どもの育ちに関する理念」及び「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」との調和を図ること、国が「行動計画策定指針」において示す「基本理念」との調和を図ること、国が「子供の貧困対策に関する大綱」において示す「子供の貧困対策に関する基本的な方針」との調和を図ることを念頭に、子どもや子育て家庭を取り巻く状況、本町の地域特性などを踏まえ、次の基本理念を定め、本町が行政として取り組むべき方向性を位置づけます。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

しかしながら、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人がいます。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長します。全ての子育て家庭を対象にこうした「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。こうした状況から、家庭、学校、地域、職域等が子ども・子育て支援の重要性への理解や関心を深め、家庭を築き、子どもを産み育てるという人達の希望がかなえらるように、子育てがしやすいまち、子育てが楽しいまちを目指し、子どもが健やかに育つまちづくりを進めます。

以上を踏まえ、計画における基本理念を**「子育てに喜びと生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できるまち」**とします。

子育てに喜びと生きがいを感じ、
子どもが健やかに成長できるまち

2　国が定める計画の内容に関する事項

（１） 行動計画策定指針に定める市町村行動計画の内容に関する事項

次世代育成支援対策推進法第８条第１項において次の項目が掲げられています。

地域における子育ての支援
母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な住環境の確保
職業生活と家庭生活との両立の推進
その他の次世代育成支援対策の実施

（２） 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に定める市町村子ども・子育て支援事業計画の内容に関する事項

子ども・子育て支援法第６１条第２項において次の項目が掲げられています。

ア　必須記載事項

事項	内容
１　教育保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
２　各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	１　各年度における教育・保育の量の見込み 別表第二の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごと（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもにあっては、年齢区分ごと。次号、次表第二号及び別表第五第二号に実施時期おいて同じ。）の教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利

	用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。
	２　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
３　各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	１　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 別表第三の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ２　実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
４　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

イ　任意記載事項

事項	内容
１　市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
２　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育

	施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
３　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
４　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
５　市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
６　市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。
７　市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

（３）子供の貧困対策に関する大綱に定める市町村計画の内容に関する事項

子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条第２項において次の項目が掲げられています。

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

３　計画の基本目標

本計画は、基本理念の下に、誰もがわかりやすい目標を設定し、基本目標を達成するため施策推進のための７つの視点を定めることとし、重点的に推進していきます。

（１）計画の基本目標

「家庭を築き、子どもを産み育てることを希望する人々の望みがかなえられ、子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現」を基本目標に掲げ、各施策を進めていきます。

４　目標達成に向けた重点的な視点

【視点１】子育てを地域で支え合う仕組みづくり

子育て世帯を地域で支えるため、その仕組みづくりを図るため、以下の取り組みを進めていきます。

【主な施策】

○　「子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）」を中心として、地域における、妊娠前から子育てに至るそれぞれの段階における保護者の悩みに的確に対応し、必要な情報を提供する体制づくりを進めていきます。

○　子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、情報提供や関係機関との連絡調整を行う「子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）」事業の取り組みを進めていきます。

○　保護者が疾病等で家庭での保育が困難な児童に「子育て短期支援事業」「子育て援助活動支援事業」「一時保育事業」の提供を進めていきます。

○　産後ケア事業の実施により、出産後1年を経過しない女性および乳児に対して、心身のケアや育児のサポートなど（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を進めていきます。

【視点２】妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期から子育て期において、切れ目のない支援が行えるよう以下の取り組みを進めていきます。

【主な施策】

○　「子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）」を中心に、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供など、関係機関と連携を図りながら、きめ細やかな相談支援を進めていきます。

○　妊娠・出産に係る健康診査（妊婦健康診査事業）の受診勧奨により、妊婦及び胎児の健康の保持を図り、支援につなげ育児不安の軽減を図ります。

【視点３】子どもが健やかに成長するための教育・保育の充実

本町では、ニーズ調査によれば、保護者が就業または今後就業の希望のある方が多い状況が続いています。このような状況を受け、町立保育所及び町立認定こども園の運営、公私連

携幼保連携型認定こども園の運営支援に努めていますが、女性の就業希望が高まることにより、0歳児から２歳児の保育所利用希望は高い傾向が続いています。保護者の就労により保育が必要な児童であっても、幼稚園教育を希望する保護者もある状況です。

子どもたちが個性や能力を開花させ、豊かな人生を手にできるよう、子どもが自ら学び、自ら考え、自らの意思で行動できるよう教育・保育環境を整備するため、以下の取り組みを進めていきます。

【主な施策】

○　保育所・認定こども園などの幼児教育・保育施設の計画的な整備、幼児教育・保育の担い手となる保育士等の人材の確保、利用者への情報提供・公開を行います。

○　人口が減少している中で、町内の幼児教育・保育施設の配置について、認定こども園の普及を踏まえて、施設の統合・経営方法等の検討を進めていきます。

○　様々な働き方や生活実態に対応した幼児教育・保育が提供できるよう、預かり保育、保育園留学、病児・病後児保育などの多様な保育体制の提供、利用者への情報提供を進めていきます。

○　幼・保・小連携会議、生徒指導連絡会議等による幼稚園、保育所、小学校等の施設間の連携を進めていきます。

○　ピースフルスクールプログラムの実施により、子ども達の心の成長を促す教育・保育を進めていきます。

【視点４】子育て世帯の経済的負担の軽減

本町では、保育所利用料の独自軽減などの子育て世帯の経済的負担に取り組んできましたが、ニーズ調査によれば、保育料利用料や児童の医療費軽減への希望が高い状況にあります。

このような状況から、幼児教育・保育の無償化も踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、以下の取り組みを進めていきます。

【主な施策】

○　幼児教育・保育の無償化など国の制度、道の制度を活用しながら３歳以上児童の保育料の無償化、3歳未満児の第2子以降の保育料の無償化を継続し、子育て世帯の経済的負担軽減の取り組みを進めます。

○　認定こども園・保育所等に在籍する３歳以上児童への給食（副食）費無償化の継続、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の実施など、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を進めていきます。

○　子育て世帯の経済的負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療費助成事業により高校を卒業するまでの児童の医療費の無償化を継続し、保護者への経済的援助を進めていきます。

○　不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費助成事業による経済的援助、不妊治療を受けやすい環境づくりを進めていきます。

○　出産準備金支給事業の実施により、出産する世帯の経済的負担の軽減を進めていきます。

○　奨学金返還支援事業、奨学金償還免除制度の実施により、就業の促進と子育て世帯への経済的支援を進めていきます。

○　結婚新生活支援事業の実施により、婚姻した世帯に対し、住宅費及び引越費用の一部を助成し、婚姻する者の経済的不安の軽減を進めていきます。

【視点５】仕事と家庭の両立支援の推進

子育て世帯が仕事と家庭を両立できる働きやすい子育てしやすい環境づくりのため、以下の取り組みを進めていきます。

【主な施策】

○　国や道との連携による事業主の取り組みを多方面から支援します。

○　様々な働き方や生活実態に対応した幼児教育・保育が提供できるよう、預かり保育、保育園留学、病児・病後児保育などの多様な保育体制の提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の提供、利用者への情報提供を進めていきます。

【視点６】児童虐待防止対策の推進

全国、全道では、児童相談所への児童虐待対応件数が増加の一途をたどり、本町においても、身体的虐待等の事案が発生している状況にあります。本町では、子どもの命をも脅かす、決してあってはならない児童虐待の未然防止や早期対応を図るため、以下の取り組みを進めていきます。

【主な施策】

○　要保護児童地域対策協議会を活用しながら、関係機関が情報交換を行い要支援児童等に係る支援内容を協議し、「養育支援訪問事業」を活用するなどして、要支援児童への適切な支援を行うことができる体制づくりを進めていきます。

【視点７】子どもの貧困対策の推進

国が実施した「国民生活基礎調査」では、我が国の相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分の額である貧困線（平成２７年は１２２万円）に満たない世帯の割合）は、１５．７％であり、これらの世帯で暮らす１８歳未満の子どもの貧困率は１３．９％となっており、本町の子どもの貧困率も同程度かそれを上回る状況にあると考えられるため、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、以下の取り組み

を進めていきます。

【主な施策】

○　支援が届いていない、又、届きにくい子どもや家庭に気づき、貧困状態にある子どもや保護者の声をしっかり受け止め、各種支援につなげるため、「相談支援」の体制づくりを進めていきます。

○　全ての子どもの教育を受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限伸ばしていけるよう、「教育の支援」の取り組みを進めていきます。

○　子どもたちが学習に集中するために、身体的・精神的にも安定した生活を送ることができるように、毎日の生活の安定に向けた「生活の支援」の体制づくりを進めていきます。

○　子どもたちが安定した生活を送るために、親などの保護者が仕事と両立して安心して子どもを育てられるよう「保護者に対する就労支援」の取り組みを進めていきます。

○　世帯の生活の基盤を維持していけるよう「経済的支援」の取り組みを進めていきます。

5　他の計画で進行管理を行う関連施策

計画名	施策名
湧別町総合計画	就学援助の実施
	通学費の支援
	特別支援教育の充実
	教育アドバイザー配置
	国際理解の向上
	社会教育の推進
	社会教育団体の育成
	スポーツ活動の推進
	スポーツ団体の育成
	公営住宅（公的賃貸住宅）維持・管理・供給
	民間住宅建設・定住促進
湧別町健康増進計画	生活習慣病の予防
	生活習慣　・社会環境の改善
湧別町障がい者基本計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画	障がいのある子どもに対する支援の充実
	学校教育の充実
	医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実
湧別町社会教育中期計画	家庭教育の推進
	少年教育の推進

	スポーツ活動・スポーツ施設の推進
	生涯学習の基盤の整備推進
湧別町公営住宅等長寿命化計画	公営住宅等の維持・管理・供給
湧別町食育推進計画	健康な食生活を実現する食育の推進
	食を知り心豊かな食生活を実現する食育の推進
	湧別町らしい食生活を実現する食育の推進

第５章　教育・保育提供区域における量の見込みと確保の内容

1　教育・保育区域の設定と需給計画

（１）教育・保育区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、独自に設定します。

湧別町においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）提供区域を次のとおり設定します。

（２）教育・保育施設の教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	全町（１地区）	提供区域は、全町とします。 ※１号認定子どもの利用可能な新制度未移行幼稚園が町内に１か所であること、０歳児の保育提供施設は、湧別地区１施設、上湧別地区１施設であり、保護者の勤務先等により、柔軟な利用調整が可能となるよう全町を１区域とします。 各施設の利用調整は、小学校区を原則に行うこととします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

（３）量の見込みについて

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握した教育・保育に関する利用希望、各年度の児童数見込みを踏まえて、各年度の教育・保育の量の見込みをとりまとめました。

量の見込みをとりまとめるための計画期間中の人口見込みは、近年の出生状況等から次のとおりとします。

（単位：人）

	0歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳児	７歳児	８歳児	９歳児	10歳児	11歳児
令和2年度	33	44	55	48	52	57	58	54	45	41	57	61
令和3年度	45	33	44	55	48	52	57	58	54	45	41	57
令和4年度	45	45	33	44	55	48	52	57	58	54	45	41
令和5年度	43	45	45	33	44	55	48	52	57	58	54	45
令和6年度	43	43	45	45	33	44	55	48	52	57	58	54

（４）確保方策について

1号～3号の認定区分ごとに、特定教育・保育施設の区分ごとの提供体制について、確保の内容・実施時期を定めます。

教育・保育の無償化に伴う定員変更、人口減少、低年齢児の保育ニーズ増加、女性の就労率の増加等を踏まえ、量の見込みを上回る確保を目指します。

2　教育・保育施設の需要量及び確保方策

〇計画期間内の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用率を含む。）」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制及び実施時期を定めます。

（単位：人）

		現在の状況		令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
		提供可能	利用状況					
①	量の見込み	217	－	214	205	198	189	178
確保方策	特定教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	345	180	380	380	266	266	266
	確認を受けない幼稚園	60	33	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
②	確保方策による確保量	405	213	380	380	266	266	266
A＝②－①		188	－	166	175	68	77	88
③	その他	0	2	0	0	0	0	0
B＝A＋③		188	－	166	175	68	77	88

※1：「提供可能」：令和元年10月1日現在の利用定員または施設の定める定員
※2：「利用状況」：令和元年10月1日現在の利用児童数
※3：「特定教育・保育施設」：新制度（施設型給付）に移行した幼稚園・保育園・認定こども園
（令和2年4月1日予定：幼稚園1か所、保育所４か所）
※4：「確認を受けない幼稚園」：旧制度（私学助成）を継続している幼稚園
（令和2年4月１日予定：0か所）
※5：「特定地域型保育事業」：小規模保育事業等の新制度（地域型給付）の地域型保育事業
（令和2年4月1日予定：0か所）
※6：「認可外保育施設」：湧別町が運営費等の支援を行っている「へき地保育所」など
（令和 2年4月1日予定：へき地保育所１か所は休所予定）
※7：「③・その他」：湧別町が財政支援を行っていない認可外保育施設
（令和2年４月1日予定：0か所、現在の利用状況は町外の企業主導型保育事業所、事業所内託児所）
※8：量の見込み（需要量）①に対応する確保方策（供給量）②の差し引き（②－①）が「A」で、▲表記は供給量の不足を表しています。現状においては、「③・その他」の施設の施設において子どもを受け入れていることから、「A」と「③」を加えた「B（A+③）」の数値が、▲標記であれば、その数値（人数）の供給量を確保する必要があります。

○教育・保育の量の見込みと確保方策（認定区分別）

（単位：人）

		令和2年度					令和３年度				
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
①	量の見込み	30	127	9	48	214	31	124	12	38	205
確保方策	特定教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	35	273	12	60	380	35	273	12	60	380
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	確保方策による確保量	35	273	12	60	380	35	273	12	60	380
A＝②－①		5	146	3	12	166	4	149	0	22	175
③	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B＝A＋③		5	146	3	12	166	4	149	0	22	175

		令和４年度					令和５年度				
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
①	量の見込み	23	124	12	39	198	19	113	12	45	189
確保方策	特定教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	35	159	12	60	266	35	159	12	60	266
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	確保方策による確保量	35	159	12	60	266	35	159	12	60	266
A＝②－①		12	35	0	21	68	16	46	0	15	77
③	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B＝A＋③		12	35	0	21	68	16	46	0	15	77

		令和6年度				
		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
①	量の見込み	17	105	12	44	178
確保方策	特定教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	35	159	12	60	266
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②	確保方策による確保量	35	159	12	60	266
A＝②－①		18	54	0	16	88
③	その他	0	0	0	0	0
B＝A＋③		18	54	0	16	88

【課題等】

全ての認定区分において、量の見込みの確保はなされています。人口減少により３～５歳児の確保量は過大ですが、0歳児の確保量に余裕がないことなどから、教育・保育施設のあり方について検討し、量の見込みに対する適切な確保を行う必要があります。

第６章　地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。各年度における各事業の量の見込み（今後の利用希望）及び提供体制の確保の内容・実施時期を定めます。（各事業の表中、利用状況は平成30年度の実績を記載しています。）

1　利用者支援事業

○ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報集約と提供を行うとともに、それらの利用にあたって保護者等からの相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整等を行う事業です。

（単位：か所数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①　量の見込み	2	1	1	1	1	1
②　確保方策	－	1	1	1	1	1
②　－　①	－	0	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て世代包括支援センターにおいて、子育てに関わる様々な相談を受けるなど、利用者支援事業としての対応を行い、利用者のニーズに対応した支援を行います。

2　地域子育て支援拠点事業

○ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業です。

（単位：延べ利用組数（か所数））

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	3，286 （2か所）	4，376 （2か所）	4，044 （1か所）	4，078 （1か所）	4，409 （1か所）	4，343 （1か所）
②確保方策	－	4，376 （2か所）	4，044 （1か所）	4，078 （1か所）	4，409 （1か所）	4，343 （1か所）
②－①	－	0 （0か所）	0 （0か所）	0 （0か所）	0 （0か所）	0 （0か所）

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て支援センターを２か所(令和３年度以降は１か所)設置し、子育て中の親子の交流や子育てに関わる相談等に対応しています。量の見込みは、ニーズ調査に基づき設定しており、現状の体制で、量の見込みを確保できます。

3　妊婦健康診査事業

○ 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（単位：年間利用人数（受診回数））

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	34 (638回)	45 (630回)	45 (630回)	43 (602回)	43 (602回)	43 (602回)
②確保方策	－	45 (630回)	45 (630回)	43 (602回)	43 (602回)	43 (602回)
②－①	－	0 (0回)	0 (0回)	0 (0回)	0 (0回)	0 (0回)

≪確保方策と考え方≫

本町では、受診票（１４回）を発行して健診受診を促進し、健康な子どもの出産を支援しています。

量の見込みは、各年度で見込んだ0歳児全数を、回数は出生者数×1人あたり14回（1人あたり受診回数の最大可能回数）としてそれぞれ算出しました。確保方策については、現状の体制で適切に受診が可能です。

4　乳児家庭全戸訪問事業

○ 生後２か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児や母親の心身の状況等を把握し、子育て情報の提供や育児不安等に関する相談や指導を行っています。

（単位：年間訪問人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①　量の見込み	44	45	45	43	43	43
②　確保方策	－	45	45	43	43	43
②－①	－	0	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、生後２か月までの乳児がいる家庭を保健師が全戸訪問しています。量の見込は各年度で見込んだ0歳児数としました。確保方策は、現状の体制で適切に実施可能です。

5　養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

○ 養育への支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言、家事・育児援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。

（単位：支援した家庭の数（会議回数））

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	0 (1回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)
②確保方策	－	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)
②－①	―	0	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育が特に必要な家庭を保健師が訪問して、養育に関する指導・助言、必要に応じてヘルパーを派遣して、家事・育児援助等を行う、当該家庭の適切な養育を支援しています。虐待の未然防止のほか、要保護児童や支援が必要な児童、妊婦、養育不安を抱える保護者に、適切な支援を行うため関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を開催しています。量の見込み及び確保方策は、過去の実績等を勘案して、要支援家庭数、要保護児童対策地域協議会の開催回数を設定しました。

6　子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

○ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

①短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）：原則として７日以内

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	―	52	52	52	52	52
②確保方策	―	0	0	0	0	52
②－①	―	△52	△52	△52	△52	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施していませんが、量の見込み及び確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。町外の児童養護施設に委託するなど量の見込みの確保に努めます。

②夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）：平日の夜間または休日に不在又は緊急の場合

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
① 量の見込み	―	56	56	56	56	56
② 確保方策	―	0	0	0	0	56
③ －①	―	△56	△56	△56	△56	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）を実施していませんが、量の見込み及び確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。町外の児童養護施設に委託するなど量の見込みの確保に努めます。

7　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○ 子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動（子どもの預かり、送迎等）に関する連絡・調整によって、子育て支援を行う事業です。

①　基本事業

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動（子どもの預かり、送迎

等）に関する連絡・調整によって、子育て支援を行う事業です。

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	―	250	250	250	250	250
②確保方策	―	0	0	0	0	250
②－①	―	△250	△250	△250	△250	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（基本事業））を実施していませんが、量の見込み及び確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。委託先の検討を検討するなど量の見込みの確保に努めます。

② 病児・緊急対応強化事業

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して①の基本事業に加えて実施する事業です。

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	―	168	168	168	168	168
②確保方策	―	0	0	0	0	168
②－①	―	△168	△168	△168	△168	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））を実施していませんが、量の見込み及び確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。委託先を検討するなど量の見込みの確保に努めます。

8 一時保育事業

○ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業です。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった、主として幼稚園や認定こども園の教育認定を受けた子どもを対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、当該施設にて一時的に預かる事業です。

（単位：年間延べ利用人数(か所数)）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み(1) (1号認定)	―	150	150	150	150	150
量の見込み(2) (2号認定)	―	150	150	150	150	150
①量の見込み (1)+(2)	―	300	300	300	300	300
②確保方策	―	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)
②－①	―	0	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、令和元年度現在、幼稚園１か所が私学助成により在籍園児向けに預かり保育事業を実施しており、令和２年度からは新制度の確認を受けております。令和４年度からは幼稚園は廃止となり、公私連携幼保連携型認定こども園で本事業が継続されます。

量の見込みと確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。

② 一時預かり事業（一般型）

保護者の断続的・短時間就労等により、一時的に保育が必要な児童及び保護者の傷病等により、緊急・一時的に保育が必要な児童を保育する事業です。

（単位：年間延べ利用人数(か所数)）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	287 (2か所)	337	337	337	337	337
②確保方策	―	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)	1,450 (1か所)	1,450 (1か所)	1,450 (1か所)
②－①	―	2,563	2,563	1,113	1,113	1,113

≪確保方策と考え方≫

本町では、現状では、2か所(令和４年度以降は１か所)で一時預かり事業（一般型）を実施しています。量の見込みについては、ニーズ調査と過去の実績により設定しました。確保方策については、1か所当たり１日の利用定員5人であることから、量の見込みを確保できます。

９　時間外保育事業（預かり保育事業）

○ 保育の必要性の認定（標準時間・短時間認定）を受けた児童について、通常の利用日における利用時間帯以外の時間において引き続き保育を実施する事業です。

（単位：年間実利用者数（か所数））

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	65 (4か所)	79	75	77	72	67
②確保方策	－	100 (4か所)	100 (4か所)	100 (3か所)	100 (3か所)	100 (3か所)
②－①	－	21	25	23	28	33

≪確保方策と考え方≫

本町では、１１時間を開所する保育所はありませんでしたが、令和４年度より認定こども園２か所、保育所１か所が１１時間開所(園)となり、短時間認定の利用時間を超えて保育を実施する事業を認定こども園２か所、保育所１か所で実施しています。

量の見込みは、ニーズ調査及び過去の実績により設定しており、確保方策は現在の体制で量の見込みを確保することが可能です。

なお、本町の保育所の開所時間が保育標準時間の１１時間ではなく10時間30分であったことから、開所時間を３０分間延長するよう検討し、令和４年度より認定こども園２か所、保育所１か所が１１時間開所（園）となっています。

１０　病児保育事業（病児・病後児保育事業）

（10）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

○ 児童が病気の回復期に至らない場合で、当面症状の急変が認められない場合、または病気の回復期であり集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育園等に併設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業並びに保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において、緊急的な対応を図る事業です。

（単位：年間実利用者数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	―)	168	168	168	168	168
②確保方策	―	0	0	0	0	0
②―①	―	△168	△168	△168	△168	△168

≪確保方策と考え方≫

本町では、現状では、病児保育を実施していないため、対応ができません。

量の見込みは、ニーズ調査結果により設定しています。

確保方策については、、ファミリー・サポート・センター事業による量の見込みの確保に努めます。

１１　放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

○ 保護者が就労、疾病その他の理由により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

（単位：年間実利用者数（か所数））

		利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み(低学年)	1年生	60(2か所)	26	26	26	26	26
	2年生		19	19	19	19	19
	3年生		12	12	12	12	12
量の見込み(高学年)	4年生		5	5	5	5	5
	5年生		7	7	7	7	7
	6年生		8	8	8	8	8
①量の見込み(合計)		60(2か所)	77(2か所)	77(2か所)	77(2か所)	77(2か所)	77(2か所)
②確保方策		―	80(2か所)	80(2か所)	80(2か所)	80(2か所)	80(2か所)
③　―①		―	3	3	3	3	3

≪確保方策と考え方≫

本町では、児童センター２か所で事業を実施しています。

量の見込みは、ニーズ調査及び過去の実績により設定しています。確保方策は、現行の実施状況で量の見込みを確保できます。

なお、学校の夏期休業等の長期休業日の、開所時間の延長を希望するニーズが多いため、当該期間の開所時間を延長するよう検討を進めます。

１２　実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する経費などを助成する事業です。

≪確保方策と考え方≫

本町では、給付対象児童の保護者に、物品等の費用について補助を行います。

１３　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域子ども・子育て支援事業等の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な提供体制の確保を図る事業です。

≪確保方策と考え方≫

本町では、既に実施している事業の状況等を勘案し、必要に応じ対応について検討します。

第７章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）湧別町保健医療福祉協議会

本計画を着実に推進していくために、「湧別町保健医療福祉協議会」の「子育て部会」で、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するともに、点検・評価などの継続的な取組を行います。また、必要に応じ計画の見直しなどを含めた検討も行います。

（２）関係者の連携・協働

教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等、町と事業者、事業者間の連携・協働を推進します。

２　計画の点検・評価・改善

（１）各年度における点検・評価

「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等を年度ごとに点検・評価を行います。

（２）計画の見直し

中間年における計画の見直し 中間年を目安に、計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合には、計画の見直しを行います。

資　料　編

1　湧別町保健医療福祉協議会設置条例

湧別町保健医療福祉協議会設置条例

平成26年９月19日

条例第13号

改正　平成31年3月8日条例第1号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、協議する。

(1)　湧別町保健医療福祉総合計画に関すること。

(2)　保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。

(3)　関係機関、団体との連携に関すること。

(4)　総合的な保健、医療、福祉施策の推進に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員25人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　保健、医療、福祉、介護及び教育関係者

(2)　関係機関、団体の代表者

(3)　公募町民

(4)　有識者

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第５条　協議会は、特別の事項を調査、協議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

２　特別委員は、第３条第２項各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

３　特別委員は、当該特別の事項に関する調査、協議に参与し、当該調査、協議が終了するまでの間在任する。

（会長及び副会長）

第６条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の会議は、原則公開する。

（部会の設置）

第８条　協議会に保健、医療及び福祉等に関する各個別計画の策定、見直しのため、必要に応じて部会を設置することができる。

２　部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

４　前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（報酬及び費用弁償）

第９条　委員に報酬を支給する。

２　委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

３　報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。

（庶務）

第10条　協議会の庶務は、福祉課において処理する。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成26年10月１日から施行する。

（湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成31年3月8日条例第1号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。

２　湧別町保健医療福祉協議会委員名簿（子育て部会名簿）

所　属　機　関　名	職　名	氏　　名
湧別町社会福祉協議会	会　長	協議会会長　西川　仁史
湧別町老人クラブ連合会	会　長	部会長　　中川　哲夫
湧別町ＰＴＡ連合会	会　長	副部会長　　牧野　秀昭
湧別町社会教育委員	委　員	部会員　　平野　寿雄
ＪＡ湧別町	参　事	〃　　野田　直人
みのり幼稚園	園　長	〃　　古川　宏道
湧別町青少年健全育成町民会議	議　長	〃　　神尾　一明

３　計画策定経過

開催日	会議等
令和元年１２月　４日	令和元年度第１回湧別町保健医療福祉協議会
令和元年１２月１９日	湧別町保健医療福祉協議会　子育て部会 （令和元年度第１回）
令和２年　１月　９日	湧別町保健医療福祉協議会　子育て部会 （令和元年度第２回）
令和２年　１月２９日	湧別町保健医療福祉協議会　子育て部会 （令和元年度第３回）
令和２年　３月１１日	湧別町保健医療福祉協議会　子育て部会 （令和元年度第４回）※書面協議
令和２年　３月２３日	令和元年度第２回湧別町保健医療福祉協議会